

# 電気通信大学国際戦略推進室規程

平成29年 1月25日

改正

平成29年 9月27日

平成30年 3月30日

令和 2年12月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学国際戦略推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、電気通信大学（以下「本学」という。）の国際戦略に基づき、国際交流に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 共同研究及び学術研究の国際化のための企画・立案・支援に関すること。
- (2) 国際交流協定の締結・改廃に関すること。
- (3) 教育研究活動・成果の海外への発信に関すること。
- (4) その他国際戦略・国際交流のために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 学長が必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を受け学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければ

ならない。

(運営委員会)

第8条 推進室に、推進室の業務に関する重要事項を審議するため、国際戦略推進室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 国際戦略を担当する理事
- (3) グローバル化教育機構長
- (4) U E C A S E A N教育研究支援センター長
- (5) U E C 中国教育研究支援センター長
- (6) 国際教育センター長
- (7) 学務部教務課長
- (8) 学術国際部研究推進課長
- (9) 学術国際部国際課長
- (10) その他室長が必要と認めた者

3 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を主宰する。

5 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

6 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、学術国際部国際課が総括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以降最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。